

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則	〇福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則	二 元
	〇福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則	二 元
告 示	〇土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定を解除する件	二 元
	〇大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	三 〇
	〇指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件	三 〇
	〇土地改良事業計画を変更することを認可した件二件	三 三
	〇保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件八件	三 三
	〇都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	三 四
公 告	〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	三 四

## 規 則

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則及び福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第一号

#### 福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「年八・二五パーセントの」を「福島県財務規則第二百三十五条第一項に規定する」に改める。

別表第三備考2に次のただし書を加える。  
ただし、小数点第三位以下の端数を切り捨てた利率が零となる場合は、端数の切り捨てを行わない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（市町村財政課）

### 福島県規則第二号

#### 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則（平成四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の1の表中「一五、五三〇円」を「一一、〇一〇円」に改め、別表第二の二の5の表中「七、九五〇円」を「七、五〇〇円」に改める。

別表第三の一の表中「一五、七六〇円」を「一一、九六〇円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（産業創出課）

## 告 示

### 福島県告示第四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 法第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定を次のとおり解除する。

1 指定を解除する区域

会津若松市城西町六番一、四九番及び四九番二の各一部

2 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

（一）土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物又は砒素及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
なし

3 講じられた指示措置等

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去  
二 法第十一条第二項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

1 指定を解除する区域

会津若松市城西町六番一の一部

2 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
なし

(二) 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壌含有量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去  
(水・大気環境課)

福島県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年一月二十日から同年五月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び猪苗代町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十九年一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品猪苗代店 福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西十七番地ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社カワチ薬品

代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二

住所 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社カワチ薬品

代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二

住所 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年九月十一日  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千五百平方メートル

四 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五十九台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 十台

3 荷さばき施設的位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 八十七平方メートル

4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十一立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成二十九年一月十日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、相馬加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があつた。  
平成二十九年一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(水産課)

福島県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、母畑地区土地改良区が母畑地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十九年一月十一日認可した。  
平成二十九年一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

福島県告示第四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、会津北部土地改良区が会津北部地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十九年一月十二日認可した。  
平成二十九年一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

福島県告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十九年一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 南会津郡只見町大字黒谷字西山二九六三の一・二七、二九六三の二六八から二九六三の二七一まで、二九六三の二八〇から二九六三の二八四まで、二九六三の二八六
- 二 保安林として指定された目的
  - 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
      - 字西山二九六三の一・二七（次の図に示す部分に限る。）
      - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

福島県告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十九年一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 南会津郡只見町大字小川字小金沢一一九一の一、一一九一の四、一一一九、字大金沢一一二四の一、一一二四の四から一一二四の七まで、一一二七の口
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
      - 字小金沢一一九一の一・一一九一の四・字大金沢一一二四の一・一一二四の七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
      - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。

福島県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十九年一月二十日

（森林保全課）

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 南会津郡只見町大字寄岩字居平上山七〇九から七二三まで、七二四の一、七二四の四、七二五から七二七まで、七二八の一から七二八の一六まで、七三三、七三三の一、七三三の二、七三四の一、七三五の一、字鷺倉山七〇八の一、大字十島字鷺倉一一一

- 二・二二一〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二〇九、二二〇一、二二一四
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

福島県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十九年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字坂田字大坪一三六、一三七の一、一三七の三、一三七の四、大字荒島字立平山四五九の一、四五九の四、字井戸沢平山四五八の一から四五八の三まで、四八一、四八二、字広畑一五五、一五六、二〇四の一、二〇五から二〇七まで、二〇九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字大坪一三六、一三七の一、一三七の三、一三七の四
  - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

福島県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十九年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字塩ノ岐字西山一一一六の一から一一一六の三まで、一一五五の一、一一五五の三、二四二八、字大田和下八一、八一二、八一三の二、字大田和一五七の一、一一五七の二、字柳原一一五八の一、一一五八の二、一一五九の一、一一五九の二、一一六五の一、一一六六の一、一一六七、一一六八、大字黒谷字東山二九六六の六二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字大田和下八一二、字柳原一一六五の一（次の図に示す部分に限る。）、一一一六八
  - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

福島県告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十九年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄



1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字塩ノ岐字柳原一三八九の一、一四二四の一、一四一四の二、一四一五、一四一六、字西山一四一七の二、一六〇三の一(次の図に示す部分に限る。)、大字黒谷字西山二九六三の二二八、二九六三の四六七から二九六三の四七

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字柳原一四一四の一・一四一四の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。  
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字大倉字向山一三六二の三六、一三六二の三七、一三六二の九

五

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字熊倉字沼山七〇七の一から七〇七の二四まで、七〇七の一八、七八七から七九一まで、字後口山七〇八の一、七〇八の二二から七〇八の二九まで、七〇八の三二、七〇八の三三、七八三から七八六まで、字坂下五四八の口、五五五の一、五五五の二、五五五の二

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字沼山七〇七の八、七〇七の一〇、字後口山七〇八の二二から七〇八の二五まで

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。  
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字小林字鷹埋山一七一の七、一七一の三二、一七一の四二、一七一の四七、一七一の一二三、字上ノ山一六八九の一から一六八九の三まで、一六八九の八から一六八九の四五まで、一六九〇から一六九二まで、一六九三の二から一六九三の二二まで、一六九三の三九から一六九三の四四まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字鷹埋山一七一一の七・一七一一の三一・一七一一の四二・一七一一の四七・一七一一の一三三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

**福島県告示第五十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十九年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称  
南相馬市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
原町都市計画道路事業 三・四・百二号 駅前北原線
- 三 事業認可の年月日  
平成二十九年八月三十一日
- 四 事業施行期間  
（変更前）平成二十九年八月三十一日から平成二十九年三月三十一日まで  
（変更後）平成二十九年八月三十一日から平成三十四年三月三十一日まで
- 五 事業地  
事業地 変更なし  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

**公 告**

**公告第十七号**

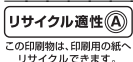
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十日

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年十二月二十七日
- 二 名称  
特定非営利活動法人フォルテ福島
- 三 代表者の氏名  
佐藤 厚
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県伊達郡桑折町大字松原字北向四十九番地の一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、スポーツに関心を持つ福島県民に対して、サッカーを中心としたスポーツの普及に関する事業を行い、生涯を通じて誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる場を築くことにより、地域の人々の心身の健全な発達と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

福島県知事 内堀雅雄



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 印刷所 福 島 県 第 一 印 刷 株式会社